

3. 品質

医学・栄養学的見地からみて、物性面・栄養面が配慮され、乳児および幼児が摂食するに適したものであること。

3-1 ナトリウム

摂食時におけるナトリウム含量は、別に定める試験法により試験したとき、100g 当り 100mg 以下であること。ただし、イオン飲料以外のベビー飲料への食塩の添加は認めない。

3-2 浸透圧

離乳開始前に与えるベビー飲料の浸透圧は、別に定める試験法により試験したとき、摂食時において、300mOsm/L 以下を目安とする。

3-3 カフェイン量

乳幼児の発育時期に配慮して、低減に努めること。

同種の製品（乳幼児向けを除く）よりも低い量としなければならない。